

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 あすとびあ高田  
所在地 上越市本町五丁目195番  
設置者 高田まちづくり株式会社
- 2 変更しようとする事項
  - ・廃棄物等保管施設の位置  
（変更前）届出書に添付された図面のとおり  
（変更後）届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日  
平成25年12月6日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由  
廃棄物保管場所の増設によって店舗内の利便性を向上するため。
- 5 届出年月日  
平成25年4月5日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成25年4月16日から平成25年8月16日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp